

一般社団法人日本色彩学会 活動功労賞および査読功労賞規程

（目的）

第1条 本規程は、一般社団法人日本色彩学会（以下、本学会という.）の定款第4条に定める事業の実施において貢献度の高い本学会の正会員を表彰する、一般社団法人日本色彩学会活動功労賞および査読功労賞（以下、功労賞という.）について規定する。

（賞の性格）

第2条 功労賞は、日本色彩学会の事業の推進、運営に対する支援、会員サービスなどにより、学会の発展に寄与する功績を表彰するための賞であり、事業推進や運営支援に対する活動功労賞と、論文の査読に対する査読功労賞の2種類とする。なお、過去に日本色彩学会賞を受賞していない個人に贈るものとする。

2 活動功労賞および査読功労賞の受賞者は、1年に各2名程度とする。

（候補者の推薦）

第3条 理事会、支部、各委員会、研究会は、功労賞を授与するに相応しい受賞候補者を推薦することができる。

2 推薦者は、推薦理由を記した書面をもって、会長に申し出るものとする。

（審査）

第4条 理事会は、功労賞受賞候補者の推薦を受理した後、受賞候補者の資格および功績を審査し、受賞の可否を決定する。ただし、受賞候補者が理事である場合には、その理事は審査に関与できない。

（表彰）

第5条 表彰は、日本色彩学会全国大会において、会長が行う。なお、功労賞の表彰は、日本色彩学会誌に公示される。

2 賞として表彰状を贈呈する。

（規定の改廃）

第6条 本規定の改廃は、理事会が行う。

附則

本規程は、2020年（令和2年）8月23日から施行する。